

仕 様 書

1 事業名

育成者権管理機関支援事業中の「4. 海外リーガル調査事業」におけるASEAN主要国^{注1}を対象とした状況調査

2 事業目的

輸出拡大と育成者権強化に向け、わが国果実類等の農産物の輸出と海外におけるライセンス生産を組み合わせたグローバルな通年供給体制の構築や、無断栽培防止とロイヤリティ確保のビジネスモデル、ブランド戦略とライセンス戦略の検討・樹立等を実現するために、育成者権管理機関支援事業のうち「4. 海外リーガル調査事業」を推進する。

本事業では、シャインマスカットを例として、ASEAN主要国の市場状況を調査するとともに、ASEAN主要国において市場の大きな部分を占めている韓国産、中国産シャインマスカットに対する評価を調査し、ASEAN主要国における日本産かつ『JB-Plant』商標を使用したシャインマスカットのブランド化の可能性を検討し、ライセンス収益の概算を行う。

3 事業内容

(1) 文献等調査・現地調査

- ① ASEAN主要国で販売されているASEAN産^{注2}、韓国産及び中国産（以下、「ASEAN等産」とする。）並びに日本産シャインマスカットに関する以下の項目に係る調査

- ・ 販売時期（国別）

販売時期については、どのASEAN主要国において、どのASEAN等産のシャインマスカットが、いずれの時期に販売されているか、整理する。可読性を高めるために、表だけでなくバーチャート等により視覚的に整理すること。

- ・ 年間販売数量（国別）：トン単位で整理する。
- ・ 販売価格：小売店で販売されている価格を調査する。
- ・ 市場評価

ASEAN主要国におけるASEAN等産のシャインマスカットの評価を調査する。被評価者は生産者が出荷した後の流通の各段階とし、具体的にはバイヤー、小売店、消費者、小売店とする。

また、韓国産・中国産シャインマスカットと比較した評価も含める。

さらに、市場評価の検討を進めていくうえで、ASEAN主要国におけるASEAN等産のシャインマスカットの競合国となり得る国があるのであれば当該競合国名を調査する。なお、ここでいう「競合」とは、ASEAN主要国におけるASEAN等産のシャインマスカットに対する競合であり、競合対象はシャインマスカットだけでなく、他の品種

も含むものとする。

注1：「ASEAN主要国」とは、タイ、ベトナム、シンガポールとする。

注2：「ASEAN産」とは、前述の「ASEAN主要国」を含むASEAN加盟国で生産されたものとする。

② 韓国産及び中国産シャインマスカットとの比較

- ・ ①の調査結果を基に、以下の要素について、「ASEAN産」シャインマスカットと韓国産・中国産シャインマスカットとの比較を行い、わかりやすく整理する。
 - a. 価格差
 - b. 流通の各段階における評価
 - c. マーケットシェア

③ タイ、ベトナムで生産されるシャインマスカット生産者情報の調査

- ・ タイ、ベトナムにおけるシャインマスカットの主要な生産者を抽出し、その情報を調査、整理する。ここでいう「主要」とは、栽培面積を指すが、栽培面積で調査を行うことが難しい場合は、「売上高」で判断してもよい。
- ・ 生産者は、家族経営体、企業経営体いずれでも構わない。それぞれ最低5事例を調査する。
- ・ 調査する内容については、生産規模や経営状況のほか、シャインマスカットの苗木入手先、苗木提供国、苗木の提供を受ける際の条件や生産の制限に関する条件、苗木の増殖が可能であればその方法等を含む。また、当該国におけるシャインマスカットの栽培暦、生産者の技術レベルや他機関・ライセンシー等からの技術指導の有無も調査する。
- ・ 可能であれば、収穫物に係る許諾料率及び商標使用に係る許諾料率についての情報が得られるとなお望ましいが、契約に基づく守秘義務が存在することに留意すること。

(2) 戦略の検討

上記の調査結果を踏まえて、ASEAN主要国において、日本産シャインマスカットを販売する際に、採りうる販売戦略や価格帯等の検討を行うとともに、ライセンス収益の試算を行う。

販売戦略や価格帯等の検討については、一般的な販売戦略の検討事項のうち、特に市場分析、ターゲットとする顧客の特定、競合との比較のなかでの競争優位の考え方（採りうる価格帯の検討を含む）を中心に検討するものとする。

ライセンス収益の試算については、(1)の③で把握した生産者の規模情報を基に、採りうる生産規模を設定した上で、(1)の③で把握した許諾料率を基に試算を行うものとする（許諾料率を把握できなかった場合に

は、発注者側と対応を相談すること。)

(3) 事業実施報告書の作成

- ・上記(1)(2)の調査結果を整理した事業実施報告書を作成する(別添「《参考》事業実施報告書 目次案」を参照のこと)。

4 事業期間

契約締結日～令和7年3月14日(金)

5 予算額

600万円以内

6 応募要件

次の(1)から(3)までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とする。

- (1) 本請負事業の内容について、事業実績を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 本請負事業を円滑に遂行するために必要な管理能力を有し、かつ適切な経理処理が可能な体制を有していること。
- (3) 発注者が事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

7 事業の報告

(1) 最終報告

請負者は、次のア及びイを事業実施期間終了日までに担当職員に提出すること。

ア. 事業実施報告書(電磁的記録媒体) 1枚

イ. 事業実施報告書(紙媒体) 3部

※ 電磁的記録媒体については、ウイルスチェックを行った上で納入することとし、ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載したラベルを貼ること。

* 報告書については日本語で提出すること。

8 事業実施報告書等の提出先

東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル2階
公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会

9 その他

- (1) 請負者は、仕様書のとおり事業を実施すること。
- (2) 請負者は、契約締結後、速やかに、実施スケジュール及び実施体制を提出

すること。

- (3) 請負者は、担当職員の求めに応じて途中経過を報告すること。
- (4) 本事業の実施に当たっては、日本国及び事業実施国の法令を遵守すること。
- (5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じ、又は業務の内容を変更する必要があるときは、農研機構及びその指示により公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）と協議を行うこと。

《参考》事業実施報告書 目次案

1. 事業の目的

2. 文献等調査・現地調査

(1) ASEAN主要国で販売されているASEAN産、韓国産及び中国産並びに日本産シャインマスカットに関する以下の項目に係る調査

- ①販売時期（国別）
- ②年間販売数量（国別）
- ③販売価格
- ④市場評価

(2) 韓国産及び中国産シャインマスカットとの比較

- ①価格による比較
- ②評価による比較
- ③マーケットシェアによる比較

(3) タイ、ベトナムで生産されるシャインマスカット生産者情報の調査

- ①主要な生産者情報

(4) 検討

- ①採りうる販売戦略
- ②ライセンス収益の試算（概算）